

養豚経営安定対策事業の概要

1 事業の目的

豚枝肉価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対して、その差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図ることを目的としています。

2 事業の仕組み

補てん金は、枝肉生産価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と機構の助成（生産者：機構＝1：1）により造成された基金（養豚基金）から、その差額の8割を補填します。

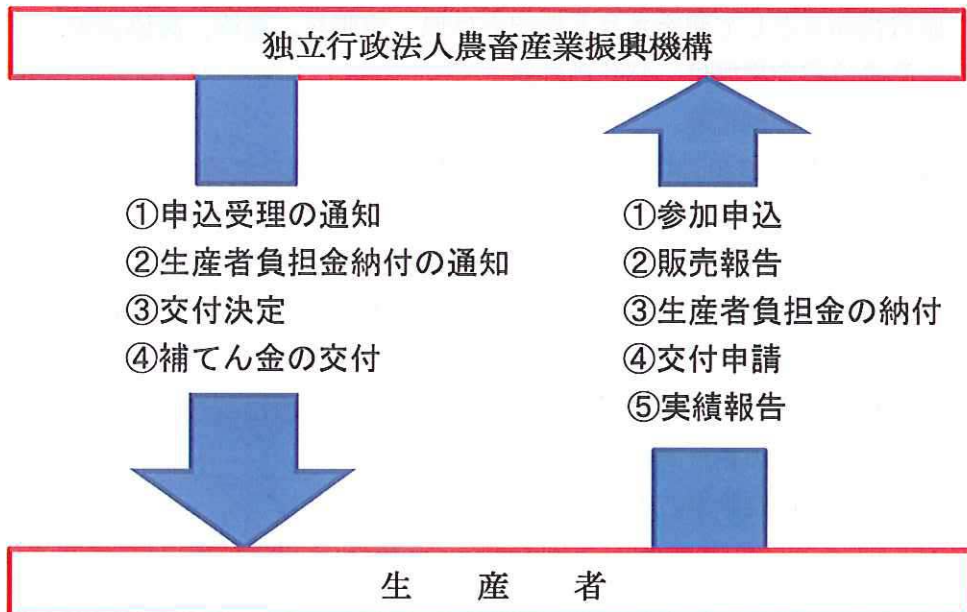
3 事業の対象者

養豚事業者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組みに努めようとする者）

ただし、資本金3億円を超え、かつ従業員300人を超える大企業要件に該当する方は除きます。また、原則として、配合飼料価格安定基金への継続加入が必要です。

4 手続と方法

平成23年度より（独）農畜産業振興機構に直接申し込む「直接交付方式」のみとなりました。書類の送付や生産者負担金の納付を、原則として生産者と（独）農畜産業振興機構が直接やりとりをします。



◎ 書類の作成事務等を委託することもできます。

主要項目の考え方

1 事業実施主体

養豚経営者（一貫経営又は肥育経営）

2 事業の内容

生産者負担金の拠出を計画的に行うとともに、豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対し、その差額の8割を補てん金として交付。

3 事業対象者

(1) 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者（努力目標で要件ではない）

(2) 大企業は対象外

4 事業実施期間 : 平成23年度～平成28年度（6年間）

5 保証基準価格 : 460円/kg

6 生産者負担金

(1) 生産者負担金単価

① 580円/頭

（参考）平成22年度：580円/頭

② ただし、県費補助等がある場合は、生産者の負担額は減少。

県費補助等として想定される拠出者は県、市町村、農協、農協連等。

③ 生産者負担金単価は、毎年度設定。

(2) 生産者負担金の納付等

① 1頭当たり生産者負担金単価に事業対象頭数を乗じて得た金額を生産者負担金とし、養豚事業者は機構に納付。

② 事業対象頭数

原則は、肉豚の出荷頭数が平成20年度の出荷頭数と同程度になるよう毎年度調整し、それを上限とする。

ただし、平成23年度においては、平成23年度の出荷予定頭数を上限。

③ 生産者負担金の納付時期

養豚事業者は四半期ごとに生産者負担金を納付。

④ 四半期ごとの納付額

養豚事業者は出荷頭数に応じて納付。

ただし、第4四半期の納付は、事業対象頭数と第1～第3四半期の出荷頭数の差を納付。

⑤ 無事戻し（基金残高の返還）

ア 事業実施期間終了時（平成23年度～平成28年度）に基金残高が残らないようにするため、前年度の基金残高を見通して、生産者負担金単価を毎年度変更できるようにする。

イ 年度途中でも多額の基金残高が発生すると見込まれる場合は、年度途中に生産者負担金単価を減額又は生産者負担金の徴収を中止できるようにする。

ウ 事業実施期間中に事業から離脱した養豚事業者等については、生産者負担金を返還しない。

エ 事業実施期間終了時に基金残高が生じた場合であっても、生産者負担金を返還しない。

7 補てん金の算定・交付

(1) 補てん金算定のための枝肉価格の指標（四半期ごとに計算）

① 指標対象市場：28市場（農林水産省統計部公表）

② 指標対象規格：「並」規格以上

(2) 補てん金単価

① 豚枝肉卸売価格が保証基準価格を下回った場合、1頭当たりの枝肉重量に保証基準価格と豚枝肉平均価格との差額の8割を乗じた額。

② 補てん金単価の算定者及び公表時期

機構は、各四半期の翌々月上旬に算定し、ホームページで公表。

(3) 補てん対象肉豚

① 補てん対象となる肉豚の枝肉規格：全規格

② 販売を証する書類による確認

ア 養豚事業者は、速やかに販売等を証する書類（販売伝票、と畜証明書等）を機構に提出。

イ 機構は、要件に合致していることを確認。

(4) 補てん金の交付額

① 補てんの対象となる期間に販売された補てん対象肉豚頭数に、補てん金単価を乗じた額を交付。

② ①の養豚補てん金の交付額の財源は、生産者積立金を管理している基金から1/2、国費から1/2を支出。

- ③ 当該四半期の補てん金の交付に当たり、国費を含む原資が不足すると見込まれる場合は、不足する額について次四半期以降に支出。ただし、保険設計の範囲内。

8 基金の造成及び管理運用

- (1) 養豚事業者からの生産者負担金等をもって、機構の畜産業振興基金に養豚経営安定基金を設置。
- (2) 養豚経営安定基金は、他と区分経理し、他の事業には使用しない。
- (3) 養豚経営安定基金は、独立行政法人通則法第47条の規定に基づき運用。

9 事業参加申込書の作成、提出

- (1) 養豚事業者は、事業参加申込書を作成し、理事長に提出することが必要。
- (2) 事業実施期間途中での加入は認めない。(ただし、新規参入は可)

10 その他

販売等を証する書類の保管。

養豚事業者は、販売等を証する書類を5年間保管することが必要。